

瀬戸市職員の条件付採用の期間の延長に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第2号

瀬戸市職員の条件付採用の期間の延長に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市職員の条件付採用の期間の延長に関する規則（令和元年瀬戸市規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(条件付採用の期間の延長) 第2条 <省略> <u>2 前項の規定にかかわらず、職務を遂行する能力の実証又は判定が十分でない認められる場合においては、条件付採用の期間の開始後1年を超えない範囲でその条件付採用の期間を延長することができる。</u>	(条件付採用の期間の延長) 第2条 <省略>
<u>3 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する前2項の規定の適用については、第1項中「6月間」とあるのは「1月間」と、「90日」とあるのは「15日」と、「条件付採用の期間の開始後1年」とあるのは「当該職員の任期」と、前項中「条件付採用の期間の開始後1年を超えない範囲で」とあるのは「当該職員の任期が満了するまで」とする。</u>	<u>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「6月間」とあるのは「1月間」と、「90日」とあるのは「15日」と、「条件付採用の期間の開始後1年」とあるのは「当該職員の任期」とする。</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第2条の規定は、施行の日以後に採用又は任用された職員について適用し、施行の日前に採用又は任用された職員については、なお従前の例による。